

平成27年度予算概算要求の説明

文 部 科 学 省
生涯学習政策局

平成27年度概算要求事項	1
【絆づくりと活力あるコミュニティの形成】	
1. 学校を核とした地域力強化プラン	2
2. 学びによる地域力活性化プログラム 普及・啓発事業	8
3. 地域で輝く女性の学び直し応援事業	11
4. 子供の生活習慣づくり支援事業	13
5. 学びを通じた被災地の地域コミュニティ 再生支援事業〔復興特別会計〕	16
【専修学校等の人材養成機能の向上に向けた支援】	
6. 成長分野等における中核的専門人材養成等 の戦略的推進	18
7. 専門学校生の授業料等負担軽減事業	20
8. 職業実践専門課程等を通じた専修学校の 質保証・向上の推進	22
【情報通信技術を活用した学びの推進】	
9. ICTを活用した教育推進自治体応援事業	24
10. 人口減少社会におけるICTの活用による 教育の質の維持向上に係る実証事業	26
11. 情報モラル教育推進事業	28

平成27年度概算要求事項

生涯学習政策局

(単位：百万円)

事 項	前 年 度 予 算 額	27 年 度 要 求 額	比 較 増△減額	備 考
1. 絆づくりと活力ある コミュニティの形成	5,325	8,639	3,314	(1) 学校を核とした地域力強化プラン ア 学校・家庭・地域の連携協力推進事業 5,659 (0) イ 土曜日の教育支援体制等構築事業 2,126 (0) ウ その他 589 (0) (2) 学びによる地域力活性化プログラム普及・ 啓発事業 80 (0) (3) 地域で輝く女性の学び直し応援事業 97 (0) (4) 子供の生活習慣づくり支援事業 65 (19) (5) その他 23 (5,306)
2. 専修学校等の人材 養成機能の向上に 向けた支援	1,947	3,241	1,294	(1) 成長分野等における中核的専門人材 養成等の戦略的推進 2,390 (1,679) (2) 専門学校生の授業料等負担軽減事業 471 (0) (3) 職業実践専門課程等を通じた専修学校 の質保証・向上の推進 321 (183) (4) その他 59 (85)
3. 情報通信技術を活用 した学びの推進	442	810	368	(1) ICTを活用した教育推進自治体応援事業 300 (0) (2) 人口減少社会におけるICTの活用による 教育の質の維持向上に係る実証事業 201 (0) (3) 情報モラル教育推進事業 60 (0) (4) その他 249 (442)
4. 新たな教育改革の 推進 等	986	1,115	129	(1) 中央教育審議会 等 25 (35) (2) 基幹統計調査 等 572 (521) (3) その他 518 (430)
5. 生涯学習政策局所轄・ 所管機関	14,251	14,465	214	(1) 国立教育政策研究所 3,592 (3,526) (2) 放送大学学園 7,315 (7,420) (3) 独立行政法人国立科学博物館 2,862 (2,783) (4) 独立行政法人国立女性教育会館 696 (522)
生涯学習政策局 計	22,950	28,271	5,321	

※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しない。

※ 復興特別会計上予算は含まれていない。

1. 学校を核とした地域力強化プラン

(新 規)

27年度要求・要望額 8,374百万円

1. 要求の要旨

超少子化・高齢化の進展、地域のつながりの希薄化、地域格差・経済格差の進行、共働き世帯の増加等により、子供たちを取り巻く地域力が衰退していることから、地域住民等の参画による学校を核とした人づくり・地域づくりを実施することにより地域の将来を担う子供たちを育成し、学校を中心とした地域力の強化を図る必要がある。

このため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図る。

2. 要求の内容

○地域力強化プランの実施

学校を核とした地域力強化のための仕組みづくりや地域の活性化に関する様々な取組を有機的に組み合わせて推進することで、将来を担う子供たちの育成、地域コミュニティの活性化を図る。

①コミュニティ・スクール導入促進事業

地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールについて、未導入地域への支援の拡充や学校支援等の取組との一体的な推進等により、一層の拡大・充実を図ることで、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進する。

②学校・家庭・地域の連携協力推進事業

地域人材の参画による学校の教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進し、地域力の強化及び地域の活性化を図る。また、女性の活躍推進を図るため、厚生労働省と連携して、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした「放課後子ども総合プラン」を推進するとともに、大学生や企業OBなど地域住民の協力による原則無料の学習支援（地域未来塾）の充実を図る。

③地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業

地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日ならではの教育活動を行う体制を構築し、学校と地域が連携した取組を支援することなどを通じて、地域の活性化を図る。

④健全育成のための体験活動推進事業

農山漁村等における体験活動において、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

⑤地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

地元就職につなげるキャリアプランニングを推進する「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、地域を担う人材育成・就労促進により、地域の活性化につなげる。

⑥地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業

学校を核とした地域の魅力を創造する取組として、地域が提案する創意工夫のある独自で多様な取組を支援することにより、地域の活性化を図る。

学校を核とした地域力強化プラン

27年度要求・要望額
8,374百万円(新規)

◇地域創生には、地域を生かした豊かな学びの創出により、子供たちの地域への愛着を育み、地域の将来を担う子供たちを育成することが重要。

学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、
まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図る。



学校を核として、人づくり・地域づくりの好循環を創出

地域の特色ある取組を柔軟に支援

地域力強化プラン

- ◆ 地域の実情にに応じて、柔軟に事業を実施することができるよう、関連施策によるプランを創設。
- ◆ 学校を核とした地域力強化のための仕組みづくりや地域の活性化に直結する様々な施策等を有機的に組み合わせて推進。

【コミュニティ・スクール導入等促進事業】(203百万円)
未導入地域への支援の拡充や学校支援等の取組との一体的な推進等により、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域の活性化を推進する。

【学校・家庭・地域の連携協力推進事業】(5,659百万円)
地域人材の参画による学校の教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進し、地域力の強化及び地域の活性化を図る。

【地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業】(2,126百万円)
地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日ならではの教育活動を行う体制を構築し、学校と地域が連携した取組を支援することなどを通じて、地域の活性化を図る。

【健全育成のための体験活動推進事業】(107百万円)
農山漁村等における体験活動において、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

【地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業】(127百万円)
地元就職につなげるキャリアプランニングを推進する「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、地域を担う人材育成・就労促進により、地域の活性化につなげる。

【地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業】(101百万円)
学校を核とした地域の魅力を創出する取組として、地域が提案する創工工夫のある独自で多様な取組を支援することにより、独自の地域の活性化を図る。

学校を核とした地域力強化・将来を担う子供たちの育成を通じて、地域コミュニティが活性化

学校・家庭・地域の連携協力推進事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

平成27年度要求・要望額 5,659百万円(新規改組)

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むために、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

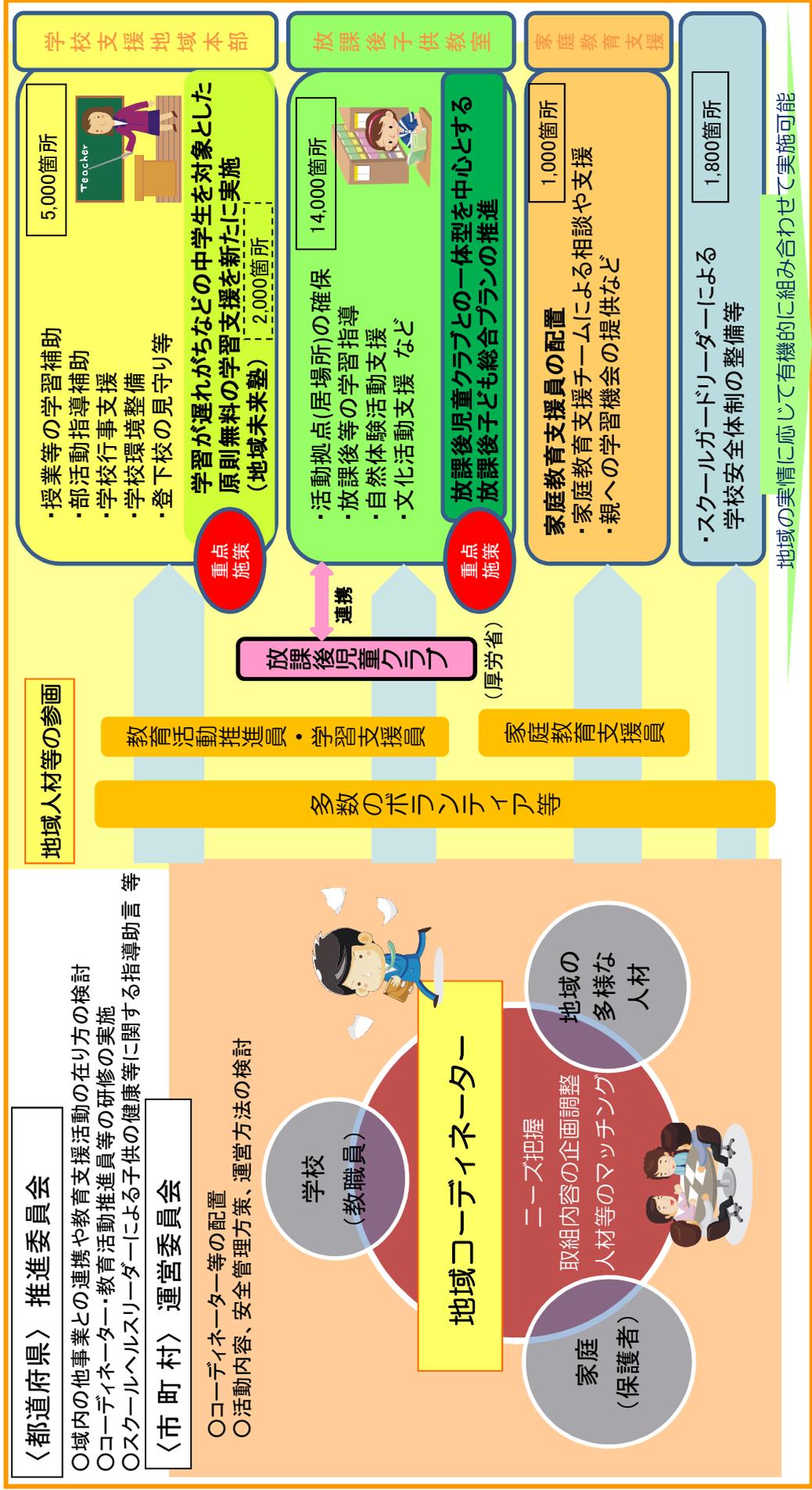
そのため、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援地域本部、放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を推進し、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。特に、学校支援地域本部を活用し、中学生を対象に大学生や教員OBなど地域住民の協力による原則無料の学習支援(地域未来塾)を新たに実施する。また、女性の活躍推進を阻む「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策をより一層充実させる。

〈都道府県〉 推進委員会

- 域内の他事業との連携や教育支援活動の在り方の検討
- コーディネーター・教育活動推進員等の研修の実施
- スクールヘルスリーダーによる子供の健康等に関する指導助言等

〈市町村〉 運営委員会

- コーディネーター等の配置
- 活動内容、安全管理方策、運営方法の検討



学校・家庭・地域が連携して地域社会全体で教育支援活動を実施し、地域コミュニティを活性化

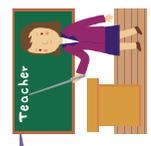
学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 ～地域住民の協力を得て、地域未来塾を新たに開講～

地域未来塾について

中学生を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力による学習支援を実施

- ◆ 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない中学生への学習支援を実施
- ◆ 地域住民が参画する学校支援地域本部の活用により、**原則無料**(*)の学習支援
(* 参加者が一部実費等を負担する場合があります)
- ◆ 教員を志望する大学生などの地域住民、学習塾などの民間教育事業者、NPO等の協力により、多様な視点からの支援が可能(27年度要求・要望額：266百万円(※学校・家庭・地域の連携協力推進事業の27年度要求・要望額5,659百万円の内数))

* 学習が遅れがちな中学生に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着
* 高等学校等進学率の改善や学力向上



学習機会の提供によって、貧困の負の連鎖を断ち切る



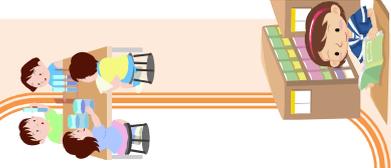
全生徒を対象とした学習支援の事例

【東京都内のある中学校の取組】

※学校支援地域本部を活用

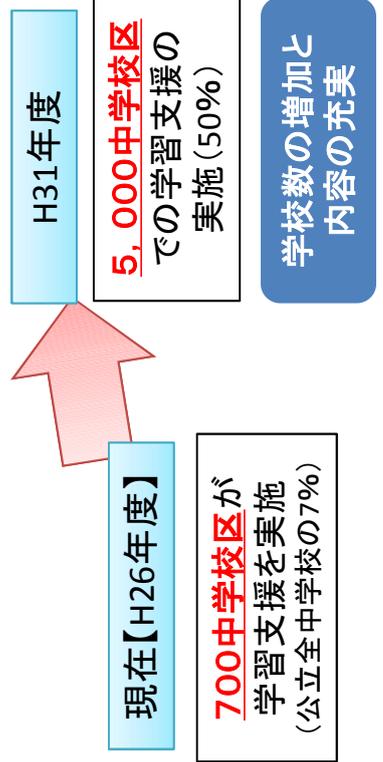
<放課後学習支援>

- ・ 対象は中1～3の希望者
- ・ 年間約80回(学期中の週2回(2時間程度))
 - * 空き教室を利用、無料
- ・ 指導員による個別指導と自習
 - * 指導員：教員志望の講師や大学生など



平成31年度末までの目標数

※学校支援地域本部を活用した学校数



※学校支援地域本部：地域人材の参画により、学校の教育活動(授業、部活動等)を支援する取組(H25 公立中学校 約2,700校(全体の28%)で実施、補助率1/3)

「放課後子ども総合プラン」の全体像

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、**次代を担う人材を育成**するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、**一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める**

国全体の目標

- 平成31年度末までに
- **放課後児童クラブ**について、**約30万人分を新たに整備**
(約90万人⇒約120万人)
 - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
- **小学校区(約2万か所)**で**一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施**
(約600か所⇒1万か所以上) **を**目指す
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
※放課後子供教室の充実(約1万か所⇒約2万か所)

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める**行動計画策定指針に記載**
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、**市町村行動計画及び都道府県行動計画**に、
 - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策**などを記載し、計画的に整備**
 ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」、都道府県と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

学校施設を徹底活用した実施促進

○ 学校施設の活用に当たつての責任体制の明確化

- ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
- ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要

○ 余裕教室の徹底活用等に向けた検討

- ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議

○ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

○ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- 全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、**同一の小中学校内で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加**できるもの
- 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参加者が連携して取り組むことが重要
- 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
 - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
 - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業

平成27年度要求・要望額 2,126百万円（新規改組）

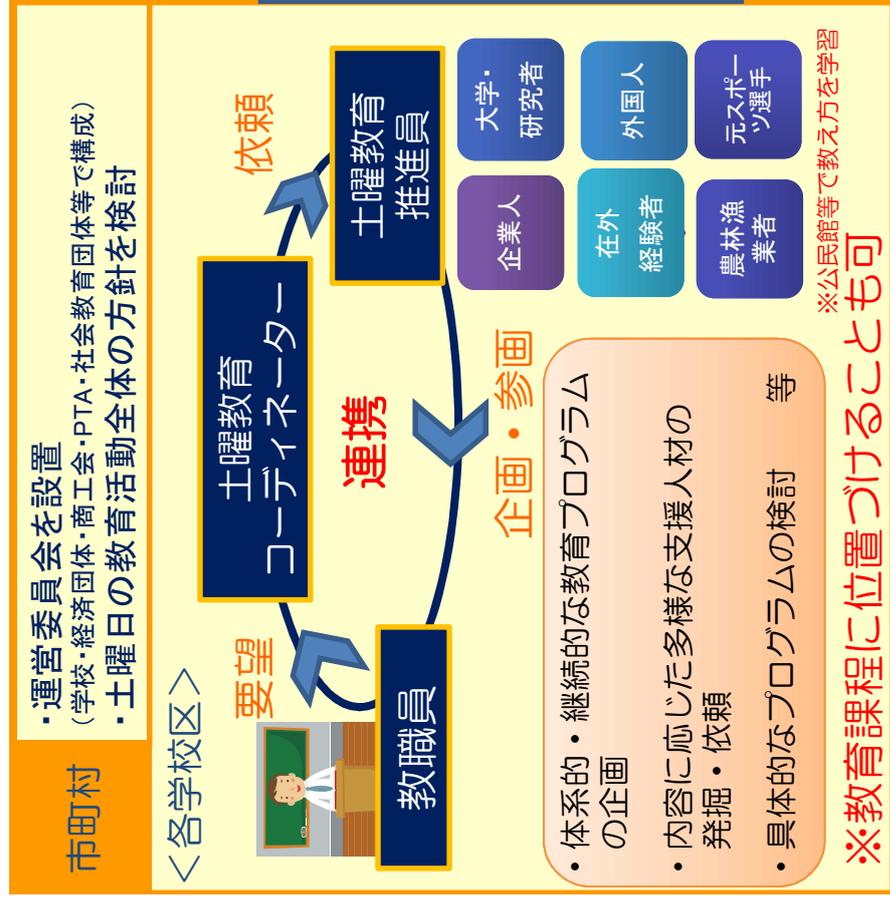
全ての子どもたちの土曜日の教育活動を充実するため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する学校・市町村等の取組を支援することにより、教育支援に取り組み体制を構築し、地域の活性化を図る(4,850か所 → 12,000か所)。

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

◆地域の多様な経験や技能を持つ人材をコーディネートし、土曜日ならではの生きたプログラムを実現！

◆土曜日の教育支援体制の仕組み◆



社会を生き抜く力を培う 土曜日ならではのプログラムの実践

～実践例～

- ★算数・数学 エンジニアによる使える算数・数学講座
- ★理科：研究者による科学実験教室
- ★外国語：在外経験者による英会話
- ★総合学習 企業等との協働によるキャリア教育・商品開発等
- ★文化・芸術 市民講師による英会話

文化・芸術活動団体による茶道の作法など伝統文化の良さを理解してもらうための講座

すべての子どもたちの土曜日の教育支援体制等の構築

2 「学びによる地域力活性化プログラム 普及・啓発事業」 ～地域力活性化コンファレンスの開催～

(新 規)

27年度要求額

80百万円

1. 要求の要旨

第2期教育振興基本計画において教育の再生に向けた基本的方向性のひとつである「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現に向け、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進」が具体的な方策として示されたことに基づき、本事業では公民館等の地域の「学びの場」を拠点にして、地域力の向上、活力ある地域コミュニティ形成のために実施される地域課題解決の取組の促進、支援を行う。

具体的には、各地方公共団体の部局横断による取組、様々な主体との連携・協働による取組等が一層促進され各地域の課題解決、地域力活性化が図られるよう、これまで取り組んできた「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」（以下「支援プログラム」という。）で得られた地域課題解決の優れた取組の成果を基に、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」を全国各ブロックにおいて開催する等の普及・啓発のための取組を行う。

また、支援プログラムで蓄積された様々な課題解決のノウハウ等をより容易に活用できるものとするため、取組の地域ごとの類型化や成果の検証等を実施する。

2. 要求の内容

(1) 地域力活性化支援委員会の設置

社会教育、地域づくりに関する有識者等によって構成する「地域力活性化支援委員会」を設置し、支援プログラムの実施により得られたノウハウ等をより全国各地域で有効活用するための検証・評価等を行い、その成果をコンファレンスにおいて周知を図るとともに、コンファレンス開催に当たり、全体的な方針、企画、実施内容等に関する検討、アドバイザーとしての参加、成果を踏まえた課題解決の実践的取組テキスト（コンファレンス・テキスト）の作成等を行う。

(2) 地域力活性化コンファレンスの開催

全国7つのブロック（北海道、東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州）において、地方自治体、NPO、民間企業等の関係者が集まり、地域力活性化に向けて必要となる関係者間の効果的マッチング、ネットワークの構築を図りつ

つ、支援プログラムの取組事例やその他地方自治体等が実施する先進的な課題解決の取組のノウハウやプロセスの検証・共有、各関係者が持ち寄ったテーマなどに関する研究協議を行うとともに、コンファレンスの内容や成果をとりまとめ、全国の地方自治体、NPO、研究者、社会教育主事講習実施大学等の関係機関に提供し、学びによる地域力の活性化に向けた普及・啓発を行う。

(3) 支援プログラム成果の類型化・普及のための事業検証の実施

これまで支援プログラムにより得られたノウハウやプロセスについて、都市規模やテーマ別の取組に応じたプログラムの類型化、汎用性の確認などの成果検証を実施する。また、各ブロック・コンファレンスにおいても成果検証の内容を取り上げ、普及・啓発を図る。

【プログラム類型化の例】

都市規模：人口集中都市型、中規模都市型、中山間地等過疎・高齢化地区型 等

取組類型：支援プログラムで設定した5テーマ（①若者の自立・社会参画支援プログラム、②地域の防災拠点形成支援プログラム、③地域人材による家庭支援プログラム、④地域振興支援プログラム、⑤その他地域の教育的資源を活用した地域課題解決支援プログラム）の中の取組類型

「学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業」 ～地域力活性化コンファレンスの創設～

(新 規)

27年度要求額 80百万円

第2期教育振興基本計画で示された教育再生に向けた基本的方向性である「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現に向け、地域力の活性化のために公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の取組の促進、支援を行う。具体的には、これまでに「公民館等支援プログラム」(※)などにおいて蓄積された様々な課題解決のノウハウ、プロセス等の成果を活用し、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」の開催等により、地域力活性化の取組の全国的な普及・啓発を行う。また、蓄積された様々な課題解決のノウハウ等により容易に活用できるものとするため、地域ごとの取組類型化や成果の検証等を実施する。

(※公民館等支援プログラム＝平成25・26年度実施「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」)

I. 地域力活性化支援委員会の設置

- ・各ブロックでの地域力活性化コンファレンス開催にあたり、実施内容、詳細な企画の検討。
- ・コンファレンスへのアドバイザーとしての参加。
- ・「公民館等支援プログラム」の成果であるノウハウ・プロセスを検証・評価し、有効活用に向けた類型化等を実施。

コンファレンス企画審査、プログラム検証等経費
:13百万円

II. 地域力活性化コンファレンスの開催

- ・全国7ブロックにおいて、都道府県、市町村、NPO、民間企業等の社会教育関係者が集まり、地域力活性化に向けた関係者間の効果的マッチングやネットワークを構築しつつ、課題の共有、解決のための協議を実施。
- ・「公民館等支援プログラム」を実施した自治体や、自主事業として先進的な地域課題解決の取組を実施する自治体やNPO等がテーマを持ち寄り、事例の検証・共有、研究協議を実施。
- ・協議内容、成果を広く全国へ提供し、地域力の活性化を図る。

全国7ブロック×3百万円、その他経費:23百万円

コンファレンス (Conference)

会議、協議の意。
関係者間で共有する問題について協議すること。



(公民館等支援プログラム取組事例)



若者の居場所づくり「喫茶わいがや」(東京都国立市)
「特産品のびわによる地域振興」(びわ種石けん等の開発)(高知県南国市)



地域づくり組織が運営する公民館「若者参画」による過疎地域活性化での一斉防災訓練(三重県名張市)(ナマズ養殖等)(広島県石高町)

III. 地域課題解決の取組の類型化・普及

- ・「公民館等支援プログラム」により得られたノウハウ、プロセスを全国で有効活用するための類型化等を図るための検証を実施。
- ・都市型、過疎地域型等の『地域類型』及びテーマごとに設定した『取組類型』に応じ、類型化及び汎用性を持たせることにより普及を図る。
- ・検証した内容はコンファレンスにおいて、普及・啓発を図る。

図る。

類型に応じた40箇所×1.1百万円:44百万円

ブロック・コンファレンスの開催内容

- ・「公民館等支援プログラム」では、地域のリアルな課題の実践的解決ノウハウ、取組プロセスをこれまで多数蓄積。
- ・各地域が抱える個別課題解決のため、実際に地域でプログラムを実証した関係者らとともに、研究協議を実施。

3. 地域で輝く女性の学び直し応援事業

(新規)
27年度要求額 97百万円

1. 要求の要旨

一旦、離職した女性が、前職と同様の職場へ再就職することは難しく、主婦経験が長いほど「社会復帰」が困難な状況となっている。また、再就職の希望とは別に、社会に貢献することを望んでいる女性の割合は、男性よりも多い。他方、地域活動（子育て・教育、まちづくり・観光等）の需要は近年、高まってきており、地域活動への女性の参画は、ますます重要となってきた。

こうした社会状況の中、「『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－」（平成26年6月24日閣議決定）においては、「育児等の経験を生かして主婦等が現場で能力を最大限発揮できるよう、…(略)…学び直しの地域ネットワークの創設など総合的推進体制を整備する。」

「具体的には、①家事・育児・介護等で地域貢献を希望する方、②正社員や保育士等として再就職を希望する方、③起業・NPO等の立ち上げを希望する方向けに、…(略)…学び直し支援…(略)…の取組を進める。」とされた。

また女性が、それぞれの地域で自分たちの経験を生かして活躍することを応援することは、地方創生・地域活性化に資するものである。

これらを踏まえ、結婚・出産、介護等を機に離職した主婦等を対象に、ボランティア、NPO、ソーシャルビジネス等による地域活動を行うために必要な“学び直し”から地域活動参画、また、更なるキャリアアップも視野に入れ、総合的にサポートする地域ネットワークの創設を図る。

2. 要求の内容

(1) 「地域で輝く女性の学び直し応援事業」有識者会議の設置

文部科学省に有識者会議を設置し、各地域で設置・運営される「地域で輝く女性の学び直しネットワーク協議会」の活動に対して助言等を行うとともに、当該活動の成果を評価・検証し、全国へ普及するための方策について検討する。

(2) 地域で輝く女性の学び直しネットワーク協議会

市町村教育委員会や首長部局、社会教育施設、男女共同参画センター、ボランティア団体・NPO法人など、地域における学び直しや地域活動に関係する機関・団体によるネットワーク協議会を形成し、当該ネットワークによる女性の学び直しから地域活動参画までの総合的なサポート活動を支援する。

地域で輝く女性の学び直し応援事業

27年度要求額 97百万円（新規）

結婚・出産、介護等を機に離職した主婦等を対象に、ボランティア、NPO、ソーシャルビジネス等による地域活動を行うために必要な“学び直し”を支援するため、地域における関係機関・団体のネットワーク形成の構築や当該ネットワークによる女性の学び直しから地域活動参加までの総合的なサポート活動を支援する。

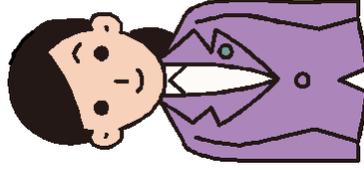
【現状】

- 一旦、離職した女性が、前職と同様の職場へ再就職することは難しく、主婦経験が長いほど「社会復帰」が困難な状況となっている。また、再就職の希望とは別に、社会に貢献することを望んでいる女性の割合は、男性よりも多い。
- 近年、地域活動（子育て・教育、まちづくり・観光等）の需要は高まっている。また、地域における男女共同参画を推進する上で、地域活動への女性の参画は、ますます重要となってきている。

【課題】

- 意欲のある女性に対して、十分に情報を提供できていない。
- 学び直しの提供主体と地域活動の提供主体との連携が弱いため、ミスマッチが起きている。
- 先進的な取組を行っている地域においても、関係する複数の機関・団体を取り込んだ連携体制の構築まではできていない。

→地域において、女性の力を十分に活用できていない。

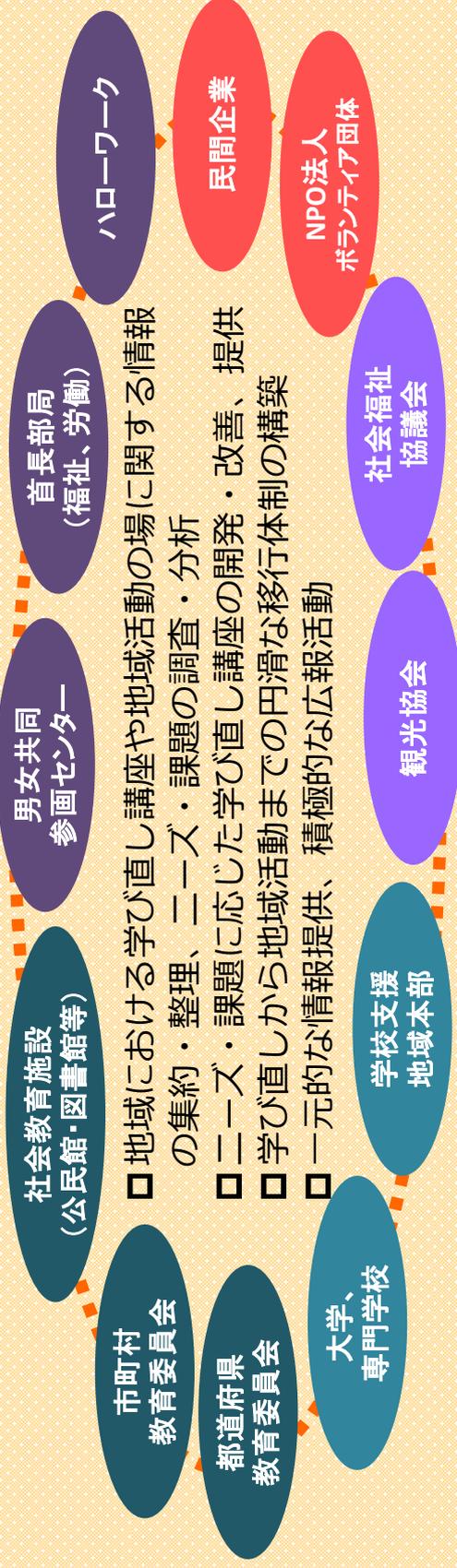


【コンシェルジュの主な業務】

- 一元的な情報提供、積極的な広報活動
- 個人に対するきめ細やかな相談対応、学び直し講座や地域活動へのマッチング（学びと活動のつなぎをサポート）
- 学び直し講座と地域活動の場の連携調整
- ネットワーク協議会の円滑な運営をサポート

有識者会議において、各地域の活動に助言等を行うとともに、活動の成果を評価・検証し、全国へ普及する。

女性の学び直しから地域活動参加までを、女性サポートコンシェルジュを活用して総合的にサポート



地域で輝く女性の学び直し応援ネットワーク協議会

支援箇所数：10箇所

4. 子供の生活習慣づくり支援事業

(前年度予算額 19百万円)
27年度要求額 65百万円

1. 要求の要旨

ライフスタイルの多様化などにより、子供たちの生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されており、これに対応するため、国と民間等との連携により「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。

文部科学省の全国学力・学習状況調査における平成19年度と平成25年度の調査結果を比較すると、朝7時より早く起きる小中学生の割合、朝食を毎日食べる小中学生の割合は増加しており、本事業による一定の成果が出ている状況である。しかしながら、約7割の小中学生が夜11時以降に就寝している現状もあり、就寝時間を中心として家庭や企業等へさらなる理解を求め、引き続き全国的な普及啓発を図り、各地域において生活習慣づくりの取組の定着が図られるよう推進していく必要がある。

さらに、最近の調査結果によると、不登校や中途退学に至ったきっかけや理由として、生活習慣の乱れが上位に上るなど、子供の問題行動等の課題と生活習慣との関係が指摘されており、文部科学省で開催した「中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する検討委員会」が平成26年3月に取りまとめた審議の整理においても、子供の睡眠不足等による生活リズムの乱れが不登校や心身、問題行動等に影響を及ぼすことが懸念されており、思春期において子供の自立を促しつつ、睡眠に関する教育の普及や自立心の育成等を図ることの必要性が指摘されている。

このため、家庭と学校、地域の連携による中高生を中心とした生活習慣改善のための実証研究を実施するとともに、府省や地域、団体、企業等との連携を図り、共同企画による啓発資料の作成や特色ある優れた生活習慣づくりの取組についての研究発表会開催等、全国的な普及啓発を行い、子供から大人までの生活習慣づくりを推進する。

2. 要求の内容

(1) 全国的な普及啓発の実施

①普及啓発検討委員会の設置

文部科学省に普及啓発検討委員会を設置し、保護者等に対する効果的な啓発手法や学習機会等の支援方策、企業等との連携による生活習慣づくりの推進方策等について検討する。

②関係府省及び官民連携による取組の推進

府省や地域、団体、企業等との連携を図り、共同企画により、子供の基本的な生活習慣づくりの啓発資料を作成する。また、各地域で実施されている優れた生活習慣づくりの取組について研究発表会を開催し、社会全体で子供の基本的な生活習慣づくりの気運を育成するための取組を推進する。

(2) 中高生を中心とした生活習慣マネジメント・サポート事業

①選定・評価・検証委員会の設置

地域における生活習慣改善プログラムの実施及び生活習慣改善の効果検証に関する

調査研究について、申請があった取組を精査し、委託先を選定するとともに、事業内容に対する評価・検証や得られたデータ等の分析、より効果的に事業が実施されるよう適切な助言等を行う。

②地域における生活習慣改善プログラムの実施

医療・保健機関、学校、家庭教育支援チームなど外部の専門家や地域人材が参画する地域協議会を設置し、協議会に参画している研究協力校において、睡眠状況を把握するチェックシートを活用した睡眠習慣改善プログラム及び、地域の人材や資源等を活用した地域の課題に応じた生活習慣改善プログラムを実施し、睡眠習慣をはじめとする生活習慣改善に資する具体的な支援手法やノウハウを全国的に普及する。

③生活習慣改善の効果検証に関する調査研究

生活習慣改善プログラムを実施する地域における研究協力校に対して、取組前後のデータの収集や改善プログラムの効果について調査を実施し、科学的な効果を検証する実証研究を行い、全国的な普及啓発に向けた検証・分析を行う。

子供の生活習慣づくり支援事業

(前年度予算額 19百万円)
 (27年度要求額 65百万円)

ライフスタイルの多様化などにより、家庭や社会の影響を受けやすい子供たちの生活習慣の乱れが、学習意欲や体力・気力の低下の要因の一つとして指摘されており、府省や地域、団体、企業等との連携を図り、子供から大人までの生活習慣づくりを推進する。

子供の生活習慣をめぐる現状

(平成25年度文部科学省全国学力・学習状況調査)

- ◎朝食を毎日食べている児童生徒の割合：小学6年生 88.6% 中学3年生 84.3%
- ◎午前7時以前に起きる児童生徒の割合：小学6年生 80.1% 中学3年生 71.8%
- ◎午後11時より前に寝る児童生徒の割合：小学6年生 85.1% 中学3年生 33.6%

約7割の生徒が午後11時以降に就寝

子供の生活習慣づくりの課題

- ◆朝食摂取や起床時間と比べ、中学生の就寝時間には小学生との大きな差が見られ、夜型化が顕著
- ◆今後は特に就寝時間を中心に家庭や企業などへさらなる理解を求めていく必要

(1) 全国的な普及啓発の実施 15百万円

調査研究委員会の設置

保護者等への効果的な啓発手法などの支援方策の検討

- 保護者等への効果的な啓発手法や学習機会の支援方策などの生活習慣づくりの推進方策を検討

関係府省及び官民連携による取組の促進

社会全体で子供の基本的な生活習慣づくりの気運を醸成

- 共同企画による啓発資料作成
- 各地域で実施されている取組について研究発表会を開催

(2) 中高生を中心とした生活習慣マネジメントサポート事業【新規】 50百万円

中高生を取り巻く現状と課題

【睡眠時間の不足】

中学3年生の約7割が夜11時以降に就寝
 H25「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

【携帯電話によるネットとの接触時間が急増】

2時間以上インターネットを使っている青少年
 <小学生:2.7%、中学生:27.1%、高校生:45.5%>
 H24「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

【不登校の理由】

不登校の主な継続理由としては「朝起きられないなど、生活リズムが乱れていたため」が33.5%
 「不登校に関する実態調査」(文部科学省)

中高生を中心とした生活習慣マネジメントの支援

地域協議会

教育委員会、医療・保健機関、地域住民、民間団体、家庭教育支援チーム、学校(研究協力校)等

生活習慣改善の取組の実施

- チェックシートを活用した睡眠習慣の実態や心身の状況を調査し助言等を実施
- 地域・家庭と連携した取組の実施
 (取組例)
 ・睡眠に問題を抱える子供と保護者への個別サポート
 ・生活習慣や学習習慣を育む朝塾 など

生活習慣支援員(仮称)

取組内容や協議会、文部科学省との間をインターネット

調査実施
 活動委託

文部科学省

生活習慣改善の効果に関する調査・分析

- 取組前後や他地域との比較による効果検証・分析
- 睡眠と心身の関係や睡眠習慣と問題行動の関係等の分析

連携

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会

科学的知見や根拠に基づく支援手法やノウハウの全国的な普及啓発を推進

子供から大人までの生活習慣づくりの推進

5 学びを通じた被災地の 地域コミュニティ再生支援事業

(前年度予算額 1, 200百万円)
27年度要求額 1, 127百万円

1. 要求の要旨

被災地の自律的な復興に向けて、住民一人一人が主体的に参画することのできる地域コミュニティ再生のための学びの場づくり、コミュニケーションの場づくりを推進することが必要である。

このため、学校や公民館等の社会教育施設も活用しつつ、学習活動のコーディネーターや指導、安全管理・ICT活用支援等に従事する人材を配置し、地域住民の学習・交流を促進するとともに、子供たちの良質な成育環境を整備する。これらを通じ、学びを媒介としたコミュニケーションの活性化や地域の課題解決の取組を支援し、被災地における地域コミュニティの再生を図る。

2. 要求の内容

(1) 事業企画・評価委員会の設置

被災地の状況や要望をより詳細に把握し、それを踏まえた効果的な事業の在り方や効果測定の方法等について検討するため、文部科学省に企画・評価委員会を設置し、現地調査を含む現状分析、効果測定の指標設定、今後の支援の方法など、事業のグランドデザインについて検討・評価を行う。

(2) 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援

①地域教育コーディネーターによる学習支援

被災地の市町村教育委員会に、「地域教育コーディネーター」を配置する。

地域教育コーディネーターは、学校、公民館、図書館、集会所などを拠点に、地域に必要な様々な学習の場をコーディネートし、住民に提供することを通じ、人々が日常的に集い、参加する場をつくるとともに、地域の具体的な課題解決やコミュニティの再生に資する。

(具体的な活動のイメージ)

例えば、外部講師や地域のボランティア等の参画を得て、仮設住宅での生活等により家庭学習等が困難な児童生徒に対して、学校施設、集会所等を活用して、放課後や週末等の学習・交流の場を提供する活動や、地域住民に対して、公民館等を活用して地域ぐるみの防災教育や心のケアなどの課題解決のための学習の場を提供する活動などを支援する。

②地域スポーツコーディネーターによる地域スポーツの場の提供

被災地の総合型地域スポーツクラブ等に、「地域スポーツコーディネーター」を配置する。

地域スポーツコーディネーターは、地域の住民に対するスポーツ活動を企画・立案し、外部講師や地域ボランティア等の参画を得て、スポーツ・レクリエーション教室などのプログラムを学校、公共体育館などで定期的実施する。これらの活動により、運動不足になっている子供から高齢者までが日常的にスポーツに取り組むことのできる環境を整備するとともに、スポーツによる交流を通じてコミュニティの人間関係構築に資する。

③ICTコーディネーターの配置

被災地の学校に、ICTの効果的な活用策のプロデュースを担当する「ICTコーディネーター」を配置する。

学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業

地域コミュニティ



【東日本大震災復興特別会計】

(前年度予算額 1,200百万円)
平成27年度要求額 1,127百万円

＜学習活動の例＞

- ◆ 放課後や週末等の児童・生徒の学習支援
- ◆ 地域課題に係る学習会の実施
 - ・地域ぐるみの防災教育
 - ・震災後の心身の健康
 - ・放射線と健康管理
 - ・土地の権利関係や債務に関することなどの法律問題
 - ・家庭教育や子育てに関すること
 - ・世代間交流の促進による高齢者等の孤立化の防止
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動の支援
- ◆ ICTを効果的に活用した学習支援
 - などの取組を実施

↑ 学びを媒介として、地域の人間関係を構築するとともに、身近な課題に自ら対応する能力を育成
住民の自律的な取組を基盤とする地域コミュニティの再生

6. 成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

(前年度予算額 1, 679百万円)
27年度要求額 2, 390百万円

1. 要求の要旨

産業や社会構造の変化、グローバル化等が進む中で、経済社会の一層の発展を期するためには、経済再生の先導役となる産業分野の雇用拡大や人材移動を円滑に進めるとともに、個人の可能性を最大限発揮し、日本再生・地域再生を担う中核的役割を果たす専門人材の養成が必要不可欠である。

また、平成25年6月閣議決定の「日本再興戦略」や、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」、「第2期教育振興基本計画」においては、専門学校等が産業界と協働して、中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するなど、社会人や女性などの学び直しの支援を行うこととされている。また、平成26年6月に改訂された「日本再興戦略」等においても、専門学校等における実践的教育プログラムの開発・実証や学び直し支援の推進等が示されているところである。

これらを踏まえ、専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で職域プロジェクトを展開し、協働して、就労、キャリアアップ、キャリア転換を目指す社会人、生徒・学生、育児休業中・子育てのために離職している女性等に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。

2. 要求の内容

(1) 企画推進委員会等の設置

教育関係者、産業界関係者、学識経験者等による企画推進委員会を文部科学省に設置し、平成26年度の成果を踏まえた平成27年度取組内容に関する基本方針の作成や、委託先を選定するに当たって公募先から提出のあった計画書の審査、各委託先における取組状況の把握及び評価等を行う。

(2) 「社会人や女性の学び直し教育プログラム」の全国展開（地域版学び直し教育プログラムの開発・実証等）

社会人、生徒・学生、育児休業中及び育児休業から復帰直後の女性や子育てのために長期間離職している女性を対象に、就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるため、平成26年度までに完成したモデルカリキュラム等を活用して、各地域の専修学校等において、地元の企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」の開発・実証等を行う。

(3) 特色ある教育推進のための教育カリキュラムの開発・実証<新規>

後期中等教育から高等教育や職業への継続性のある教育カリキュラム等の開発・実証により、円滑な移行を促進する。

- ① 発達障害のある生徒等、特別に配慮が必要な生徒・学生が学ぶための教育カリキュラム等の開発・実証
- ② 後期中等教育段階と高等教育段階の連携による一貫通貫した実践的・創造的技術者等の養成に対応した教育カリキュラム等の開発・実証

成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

(前年度予算額:1,679百万円)
平成27年度要求額:2,390百万円

(背景)

【「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦- (平成26年6月24日閣議決定)】

一. 日本産業再興プラン

1. 緊急構造改革プログラム (産業の新陳代謝の促進) iii) サービス産業の生産性向上
・サービス産業の革新的な経営人材の育成を目指した大学院・大学における、サービス産業に特化した実践的経営プログラムや、専門学校等における実践的教育プログラムを開発・普及
2. 雇用制度改革・人材力の強化 i) 女性の活躍推進
⑨ 「女性の活躍応援プラン (仮称)」等の実施
～ 具体的には、①家事・育児・介護等で地域貢献を希望する方、②正社員や保育士等として再就職を希望する方、③起業・NPO等の立ち上げを希望する方向けに、マザーズハローワークや学び直し支援、トライアル雇用や創業スクール等の取組を進める。

【経済財政運営と改革の基本方針2014 ~デフレから好循環拡大へ~ (平成26年6月24日閣議決定)】

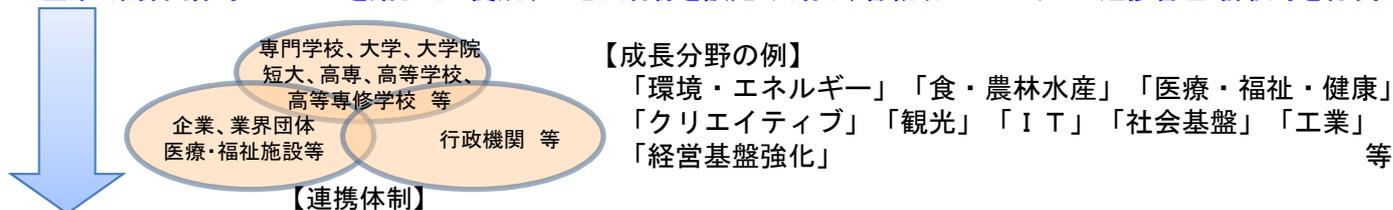
1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮
- (2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興 (教育再生)
…さらに、高度な職業教育のための専門学校支援を推進する。
- (3) 複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍推進 (生涯を通じて能力発揮できる人材育成…)
新しい技術や産業に適応しつつ生涯を通じて能力発揮できるように、人材育成や職業訓練の抜本的拡充、産業側・企業側ニーズに合致した質の高い職業訓練の実施、学び直し機会の充実…など、自らの専門性を高める能力開発を行うことが出来る環境整備を進める。

(事業の趣旨)

専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で職域プロジェクトを展開し、協働して、就労、キャリアアップ、キャリア転換を目指す社会人、生徒・学生、育児休業中・子育てのために離職している女性等に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。

産学官コンソーシアム (分野別)

企業・業界団体等のニーズを踏まえた養成すべき人材像を設定・共有し、各職域プロジェクトの進捗管理・評価等を行う。



職域プロジェクト

全国的な標準モデルカリキュラム等の開発・実証

産学官コンソーシアムの方針等を踏まえ、各分野・職域の全国的な標準モデルカリキュラム等を開発・実証。

- 環境・エネルギー分野…「建築・土木・設備」「自動車整備」
- 食・農林水産分野…「6次産業化プロデューサー」「アグリビジネス」
- 医療・福祉・健康分野…「介護」「看護」「保育」「食・栄養」
- クリエイティブ分野…「ファッション」「美容」「アニメ人材」
- 観光分野…「インバウンド」「ツアープランナー」
- IT分野…「クラウド」「情報セキュリティ」「スマホ・アプリ」
- 社会基盤分野…「次世代国内インフラ」「インフラ海外展開」
- 工業分野…「防災都市工学」
- 経営基盤強化分野…「企業会計」「記録情報管理」

地域版学び直し教育プログラムの開発・実証

開発した全国的な標準モデルカリキュラム等を活用し、各地域の専修学校・大学等において、地元企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」を開発・実証。

特色ある教育推進のための教育カリキュラムの開発・実証

後期中等教育段階から高等教育や職業へ継続性のある教育カリキュラムの開発・実証により、円滑な移行を促進。

- ・後期中等教育段階と高等教育段階の連携による実践的・創造的技術者等の養成に対応した教育カリキュラム等の開発・実証
- ・発達障害のある生徒等、特別に配慮が必要な生徒・学生が学ぶための教育カリキュラム等の開発・実証

中核的専門人材や高度人材の養成、社会人や女性の学び直しを全国的に推進

7. 専門学校生の授業料等負担軽減事業

(新 規)

27年度要求額 471百万円

1. 要求の要旨

専修学校は、職業等に必要な知識・技能を修得する場であり、社会の変化に即応した実践的な職業教育により中核的専門人材を輩出する教育機関として大きな役割を果たしている。

一方で、私立の専修学校専門課程（専門学校）の授業料等の納付金については、年間平均100万円を超える負担が求められており、家計からの給付だけでなく、奨学金やアルバイト等にも大きく依存し、家庭の年収が少ないほど専門学校生の学生生活費に占める奨学金の割合が高い傾向にある。また、専門学校進学時において家庭の経済的事情をとて重視したとする学生の4分の1が、「授業料等の学校への納付金」のためにアルバイトを行っており、アルバイトによる勉学への犠牲感も高い。

このため、経済的理由により修学が困難な私立専門学校の生徒等の修学上の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、生徒の授業料等に係る経費の一部を国が支援する。

あわせて、新たな支援の実施に伴う効果検証のため、各種データの収集・分析を行い、今後の国の施策の参考にするとともに、都道府県・専修学校にその成果を提供する。

2. 要求の内容

(1) 有識者検討会の設置

有識者等による検討会を設置し、支援に係る効果の検証や今後の方向性の検討を行う。

(2) 実態調査の実施

専門的な知見を有する外部機関(大学、独立行政法人、民間調査研究機関等)に委託し、生徒の経済状況の把握や、各種データの収集等の実態調査を実施する。

(3) 授業料等負担軽減事業の実施

私立専門学校が経済的理由により修学が困難な生徒等に対して授業料等の一部を減免した場合、当該生徒に対し、学校が実施した授業料等減免額を基礎として算定した金額の一部（2分の1以内）を支援する。

専門学校生の授業料等負担軽減事業

平成27年度要求額: 471百万円(新規)

(背景)

【教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)】(抜粋)

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

17-4 大学・専門学校等に係る教育費負担軽減

・意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免や学生等に対する奨学金などにより、大学・短期大学生、高等専門学校生、専門学校生等に対する修学支援を推進する。

【経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日閣議決定)】(抜粋)

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興

(教育再生)

(略) また、奨学金、授業料減免等の就学支援を推進する。

さらに、高度な職業教育のための専門学校支援を推進する。

事業の目的・概要

経済的理由により修学が困難な私立専門学校の生徒の修学上の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、私立専門学校が経済的理由により修学が困難な生徒に対して授業料等の一部を減免した場合、国は当該生徒に対し、学校が実施した授業料等減免額を基礎として算定した金額の一部(2分の1以内)を支援する。

国の支援の対象となる要件等

(1) 対象となる生徒の範囲

次に掲げるいずれかの世帯の生徒であること。

- ① 生活保護世帯の生徒
(世帯年収約250万円未満程度)
- ② 市町村民税所得割非課税世帯の生徒
(世帯年収約270万円未満程度)
- ③ 所得税非課税世帯の生徒
(世帯年収約330万円未満程度)
- ④ 保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒
- ⑤ 上記①～④の世帯の生徒に準じる経済的に困難な生徒

(2) 対象となる生徒が在籍する学校等の範囲

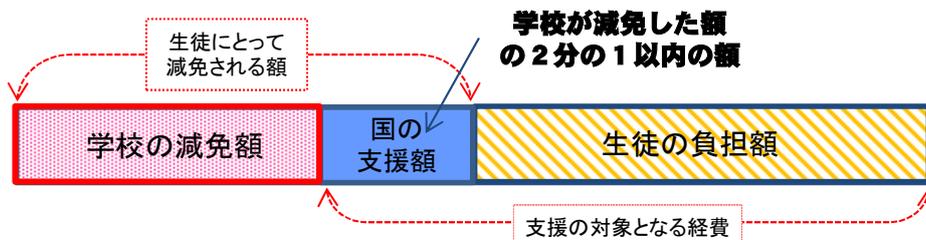
以下を満たす私立専門学校であること。

- ① 職業人材の育成を目的とすること
- ② 経費の適切な執行が担保されていること
等

(3) 支援額

学校の設置者が行った授業料等減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内の額。ただし、国からの支援額は、学校の設置者が減免を行う前の授業料等合計金額の4分の1を超えないものとする。

【参考図】



専門学校生の修学支援の推進

8. 職業実践専門課程等を通じた専修学校の 質保証・向上の推進

(前年度予算額 183百万円)
27年度要求額 321百万円

1. 要求の要旨

中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月）においては、職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくための方策として、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備することが求められるとともに、「今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討すること」とされた。

また、第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においても、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて先導的試行などの取組を段階的に進めることとされ、先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、奨励する制度が平成26年度からスタートしたところである。

(470校、1,365学科)

これを踏まえ、「職業実践専門課程」制度の周知のための説明会を開催するとともに、本課程の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証、認定校を中心として、第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウをとりまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供することにより、「職業実践専門課程」を通じた専修学校全体の質保証・向上を図る。

2. 要求の内容

(1) 調査研究協力者会議等の開催

- ① 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議
- ② 専修学校教育研究協議会

(2) 学校評価の充実

- ① 学校評価ガイドラインに基づくモデルの開発・実証
- ② 専修学校のガバナンス改善に資する学校評価等研修モデルの開発・実証

(3) 「職業実践専門課程」制度創設に伴う取組の推進

- ① 「職業実践専門課程」に関する説明会の開催等
 - ア. 「職業実践専門課程」制度の周知のための説明会
 - イ. 「職業実践専門課程」の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証
- ② 「職業実践専門課程」に係る取組の推進

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

(前年度予算額： 183百万円)
平成27年度要求額： 321百万円

(背景)

【今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(平成23年1月:中央教育審議会答申)】

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- そのための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

【第2期教育振興基本計画(平成25年6月:閣議決定)】

1. 社会を生き抜く力の養成 (4) 生涯の各段階を通じて推進する取組
成果目標4 (社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等)
基本施策13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職人の育成の充実・強化
13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進
専修学校においては、学校評価・情報公開の仕組みの構築や教職員の資質向上などの質保証・向上のための取組を行う。さらに、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて、先導的試行などの取組を段階的に進める。

【「職業実践専門課程」の創設について～職業実践的な教育に特化した枠組みの趣旨をいかした先導的試行～(報告)(平成25年7月:専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議報告)】

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

平成25年8月30日：「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号を公布・施行)」

平成26年3月31日:

「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定学科がスタート。(470校、1,365学科)

(事業の内容)

調査研究協力者会議等の開催

◆ 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議

「専修学校における学校評価ガイドライン」(平成25年3月策定)を活用した学校評価の検証と教職員の資質向上に関する検討等を行う協力者会議を開催する。

◆ 専修学校教育研究協議会

専修学校教育の運営等に関する研究協議会を開催する。

学校評価の充実

◆ 学校評価ガイドラインに基づくモデルの開発・実証

専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月)に基づく自己評価及び学校関係者評価の産学官の協力による実践研究を行う。

◆ 専修学校のガバナンス改善に資する学校評価等研修モデルの開発・実証

専修学校の教職員に対する学校評価の研修に関する実践研究を行う。

「職業実践専門課程」制度創設に伴う取組の推進

◆ 「職業実践専門課程」に関する説明会の開催等

- ・ 「職業実践専門課程」制度の説明・周知のための協議会を「9ブロック」で開催する。
- ・ 「職業実践専門課程」の推進を担う教員養成研修モデルを開発・実証する。

◆ 「職業実践専門課程」に係る取組の推進

認定校を中心として、国際的通用性を持つ職業教育や第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウをとりまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供する。
(27か所 → 54か所)

職業教育の充実，専修学校の質保証・向上